

公立大学法人横浜市立大学八景キャンパス等理学系教育研究機器等管理運営規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 187 号
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 規程第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学八景キャンパス等に設置された理学系教育研究機器の管理、運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(教育研究機器等)

第 2 条 理学系教育研究機器とは、運営交付金で購入され、八景キャンパス等理学系教育研究機器等管理委員会（以下「管理委員会」という。）の審議で認められたものをいう。

第 2 章 管理組織

(管理委員会)

第 3 条 理学系教育研究機器の管理、運営に関する必要な事項を全学的な視野で審議するため生命ナノシステム科学研究科運営会議の下部組織として管理委員会を置く。

2 管理委員会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 国際総合科学群長又は副国際総合科学群長のいずれかのうち、生命ナノシステム科学研究科運営会議が指名する者 1 名。
- (2) 生命ナノシステム科学研究科運営会議が指名する教授又は准教授（各専攻 1 名程度）
- (3) その他、委員長が指名した者

3 委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

4 管理委員会に委員長をおき、本条第 2 項第 1 号の者が委員長となる。

5 管理委員会に副委員長をおき、副委員長は委員長が任命する。

6 委員は委員長に管理委員会の会議の招集を求めることができる。

7 管理委員会は、会議の委員の過半数を持って成立し、その決議は出席委員の過半数の同意を必要とする。

8 管理委員会は、次に掲げる事項について審議し、結果を生命ナノシステム科学研究科運営会議に報告し、その承認を得る。

- (1) 理学系教育研究機器の管理、保守に関すること。
- (2) 理学系教育研究機器の運営に関すること。
- (3) 理学系教育研究機器の更新、新規導入に関すること。
- (4) その他、理学系教育研究機器等に関すること。

9 管理委員会は、必要に応じて委員以外のものを会議に参加させ、意見を聴取することができる。

(機器管理責任者)

- 第4条 理学系教育研究機器ごとに機器管理責任者をおく。
- 2 機器管理責任者は、専任教員がこれにあたる。
 - 3 機器管理責任者は、当該理学系教育研究機器の管理と運営の責任を負う。
 - 4 機器管理責任者は、当該理学系教育研究機器の利用規程を作成する。第5条に定める利用の申請があった場合は、利用規程に沿っているかどうかを確認し、申請を受理する。
 - 5 機器管理責任者は、当該理学系教育研究機器の管理と利用の実態を把握するため、利用状況を記録し、必要に応じて管理委員会に報告する。
 - 6 機器管理責任者は、その当該機器に必要とされた修繕費等について、必要に応じて管理委員会に報告する。

第3章 利用

(利用者)

- 第5条 各理学系教育研究機器の管理責任者に利用申請を行うものを当該理学系教育研究機器の利用者という。

- 2 利用の申請は、各機種、施設ごとに定められた機器管理責任者に対して行う。
- 3 利用の資格、申請、登録方法などの詳細は、理学系教育研究機器ごとに管理責任者が定める。
- 4 利用にあたっては機器ごとに定められた利用規程に従い、管理責任者の指導のもとで行う。利用規程に従わないで生じた事故に対する責任は、利用者が負う。

(経費負担責任者)

- 第6条 理学系教育研究機器の利用に伴う消耗品及び利用規程に従わないで生じた故障等に関する経費を負担する者を経費負担責任者という。

- 2 経費負担責任者は、専攻長もしくは理学部長とする。

第4章 その他

(保守)

- 第7条 理学系教育研究機器の保守経費にかかる手続きは、別に定める。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、管理委員会の議を経て、生命ナノシステム科学研究所運営会議に報告し、その承認を得るものとする。

(事務)

- 第9条 この規程に基づく管理、保守に関する事務は、教育推進課が行い、修繕に関する事務は、研究基盤課が行う。

附 則

この規程は平成24年2月1日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 33 号）

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 5 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。